

年末年始火災予防運動
12月15日～1月14日

これから本格的な冬を迎え、各家庭で暖房器具などの火気を使用する機会が増えてきます。また、年末年始のあわただしさから火気に対する注意がおろそかになりがちです。このことから、消防本部では年末年始火災予防運動を行っています。
1年の締めくくりとして、次のことを再確認し、明るい新年を迎えましょう。

住宅防火 いのちを守る

3つの習慣・4つの対策
7つのポイント

【3つの習慣】

- 寝たばこは絶対にしない。
- ストープは燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどを離れるときは、必ず火を消す。

【4つの対策】

- 火災での逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類およびカーテン等は防災製品を使用する。
- 初期消火のために住宅用消火器等を設置する。

● お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制を作る。

◆問い合わせ

郡山消防本部予防課
☎024-923-8172



放火による火災を防止しよう

「放火」および「放火の疑い」による火災は、出火原因の上位を占めており、冬から春先の深夜から明け方に、特に多く発生しています。

放火対策の基本は、「放火されない、放火させない、放火されても被害を大きくさせない」ことです。一人ひとりが注意をするのももちろんですが、地域全体で放火されないまちづくりをすることも重要です。

各ご家庭や地域、事業所等で

次のことを再確認し、放火による火災を防止しましょう。

【家庭における対策】

- 家の周囲は常に整理し、燃えやすいものは置かないようにしましょう。
- 新聞やチラシ、郵便物などはこまめに取り込みましょう。

【地域における対策】

- ゴミ出しのルールを徹底しましょう。
- 隣近所との連携を深め、不審者に対する警戒心を高めましょう。
- 消防訓練などに積極的に参加し、地域の防災力を向上させましょう。

【事業所等における対策】

- 入店者および死角となりやすい場所の監視体制、巡回を強化しましょう。
- 死角となる場所（トイレ、バックヤード、階段など）可燃物や不用品は撤去しましょう。
- 突発的な非常事態（何者かが火をつける）を想定した消防訓練を行いましょ。

◆問い合わせ

郡山消防本部予防課
☎024-923-8172

必ずチェック！最低賃金

常用・臨時・パート・アルバイトなどの名称にかかわらず、福島県内で働く全ての方に適用されます。

働く人も雇用する人も、必ず最低賃金をチェックしましょう。

● 実際に支払われる賃金から次の賃金を除いたものが最低賃金の対象となります。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
- ② 1カ月を超える期間ごとに支払われている賃金（賞与等）
- ③ 所定労働時間を越える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金等）
- ④ 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金等）
- ⑤ 午後10時から午前5時までの労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金等）
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

名称	最低賃金額 (円/1時間)	効力発生日	
福島県最低賃金 (次の5産業を除く全産業)	644	平成21年 10月18日	
産業別最低賃金	非鉄金属製造業	757	
	電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	713	平成21年 12月9日
	輸送用機械危険製造業	747	平成21年 11月29日
	計量器・測定器・分析機器・ 試験機・測量機械器具・ 理科学機械器具、時計・ 同部品、眼鏡製造業	741	平成21年 12月9日
	自動車小売業	741	

詳しくは、福島労働局賃金室へお問い合わせください。

◆問い合わせ

福島労働局賃金室
☎024-536-4604